

業務委託一者特命随意契約結果一覧（令和6年1月～3月契約分）

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
1	ロジカルシンキング研修業務委託	株式会社アイ・イーシー	R6. 2. 20	1,349,986	業務の内容や性質・目的から価格競争で受託者を決定することは適当でなく、企画内容について評価され決定した事業者について、受講者からの評価を検証し、改善点を次年度の研修内容に反映させることを一定期間継続することが、質の高い研修を維持するうえで合理的である。 当該事業者は、令和5年度の指名型プロポーザル方式により企画提案等の内容を評価・採点した結果、最適な事業者として決定され、最も質の高い研修を実施することができると考えられるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	総務部人事課 (電話：053-457-2088)
2	令和6年度ケーブルテレビ広報番組等制作業務	浜松ケーブルテレビ株式会社	R6. 3. 18	9,504,000	価格競争による選定はなじまないことから広く公募によるプロポーザルを行い、最も優れた業者と契約することが最善と判断したため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	企画調整部広聴広報課 (電話：053-457-2021 )
3	森林環境税の創設に伴う個人住民税システム改修業務	日本電気株式会社 浜松支店	R6. 1. 10	22,995,500	個人住民税システムはパッケージシステムを利用していることから、著作権を保有している事業者でなければ改修を行うことができないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	財務部市民税課 (電話：053-457-2166)
4	個人住民税の定額減税に伴うシステム改修業務	日本電気株式会社 浜松支店	R6. 3. 21	14,690,500	個人住民税システムはパッケージシステムを利用していることから、著作権を保有している事業者でなければ改修を行うことができないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	財務部市民税課 (電話：053-457-2166)
5	令和6年度 あいホールオンライン相談業務	特定非営利活動法人浜松男女共同参画推進協会	R6. 2. 9	6,915,180	本業務は、浜松市男女共同参画・文化芸術活動推進センター（あいホール）で既に実施している電話・面接に加えてSNSを活用した相談体制を拡充することから、現在、相談業務を受託している特定非営利活動法人浜松男女共同参画推進協会以外に受託できる事業者はいないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	市民部UD・男女共同参画課 (電話：053-457-2561)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課(施設)
6	浜松市DV相談支援センター 電話相談業務	非公開	R6.3.6	9,127,000	本業務は、専門的な資格や経験を必要とする業務であることから、公募型プロポーザル方式によって参加者の企画提案能力を審査し、当該事業者が本業務に最適な者であると判断したため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	市民部UD・男女共同参画課 (電話:053-457-2561)
7	令和5年度スポーツ施設まつ ぽっくり料金マスタ変更設定 業務	富士通Japan株式会社	R6.2.26	1,504,800	「浜松市 スポーツ・文化施設 予約システム(まつぽっくり)」は富士通Japan株式会社のシステムであり、そのマスタ設定については、富士通Japan株式会社のみが実施できるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	市民部スポーツ振興課 (電話:053-457-2421)
8	浜松市物価高騰対応重点支援 給付金対象者データ抽出業務	日本電気株式会社 浜松支店	R6.1.25	7,364,500	対象者の抽出にあたっては、基準日における住民基本台帳データ及び市民税課税データを活用する必要があり、これらのシステムは日本電気株式会社が開発・構築し、著作権を保有するパッケージシステムである。そのため、対象者データ抽出作業を迅速、かつ、確実に行うことができるのは、システムを開発・構築して内容を熟知しており、著作権を保有している同業者だけであるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部福祉総務課 (電話:053-457-2321)
9	浜松市移動支援事業	朝日グリーンサービス株式会社	R6.3.12	95,211,000	浜松市移動支援事業実施要綱に基づき浜松市地域生活支援事業(移動支援事業)実施施設・事業者台帳に登録され、本市と契約を希望すれば、全ての事業者と委託契約を締結することから、競争入札に適さないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部障害保健福祉課 (電話:053-457-2034)
10	浜松市日中一時支援事業	社会福祉法人豊橋市福祉 事業会	R6.3.14	65,529,000	浜松市の日中一時支援事業実施要綱に基づき浜松市地域生活支援事業(日中一時支援事業)実施施設・事業者台帳に登録され、本市と契約を希望すれば、全ての事業者と委託契約を締結することから、競争入札に適さないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部障害保健福祉課 (電話:053-457-2034)
11	浜松市地域包括支援システムの 介護報酬改定対応に伴う改 修業務 (令和6年4月介護報酬改定 対応)	株式会社ブレインサービ ス	R6.3.25	3,630,000	当該システムは、指名業者が開発し、市独自のカスタマイズを加えたものであることから、様々なシステム上のトラブル回避の観点から、当該開発業者が保守を行うことが最適であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部高齢者福祉課 (電話:053-457-2361)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課(施設)
12	令和6年4月制度改正に伴う介護保険システム改修業務委託	富士通 J a p a n 株式会社 浜松支店	R6. 2. 29	29, 033, 400	本システムは、指名業者が著作権を有しており、当該権利を有する開発業者に限定されるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部介護保険課 (電話：053-457-2861)
13	パンチデータ取込に伴う収納管理システム改修業務委託	日本電気株式会社 浜松支店	R6. 1. 4	3, 539, 800	収納管理システムは、日本電気株式会社のパッケージソフトを利用しており、ソフト著作権の点から開発事業者以外がシステムの運用保守を行うことができないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部国保年金課 (電話：053-457-2889)
14	浜松市保健総合管理システム機能改修(新型コロナウイルス予防接種副本対応)業務	日本コンピューター株式会社	R6. 3. 25	1, 980, 000	開発業者以外では、現行システムの解析に時間と費用がかかり迅速な対応が困難であること及びソフトの著作権の観点から開発業者以外での対応は難しいため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部健康増進課 (電話：053-453-6119)
15	令和6年度浜松市新型コロナウイルスワクチン接種に係る配送センター管理運営及び接種事業資材等保管運搬業務	佐川グローバルロジスティクス株式会社	R6. 3. 25	15, 730, 506	新型コロナウイルスワクチンおよびワクチン接種資材の保管する配送センターの管理運営、ならびに委託者の指定する施設等のワクチン資材等の回収・運搬を令和6年4月以降も継続して実施していく必要があり、3月までの委託者が変更された場合、ワクチン等を保管する配送センターの設置運営管理、市の指定した個別接種医療機関のワクチン資材運搬業務に混乱をきたすため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部健康増進課 (電話：053-453-6119)
16	浜松市子育て支援ひろば事業加算事業(地域支援)	社会福祉法人遠淡海会	R6. 3. 1	4, 554, 000	本業務は、専門的な知識や経験を必要とする業務であることから、公募型プロポーザル方式によって参加者の企画提案能力等を審査し、当該業者が本業務に最適な者であると判断したため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	こども家庭部子育て支援課 (電話：053-457-2793)
17	デジタルマーケティング推進事業	株式会社D2C X	R6. 2. 19	24, 200, 000	本業務は、専門的な知識や経験を必要とする業務であることから、公募型プロポーザル方式によって参加者の企画提案能力等を審査し、当該業者が本業務に最適な者であると判断したため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業部観光・シティプロモーション課 (電話：053-457-2295)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課(施設)
18	海外向けSNSプロモーション業務	株式会社LIFE PEPPER	R6. 2. 19	5, 445, 000	本業務は、専門的な知識や経験を必要とする業務であることから、公募型プロポーザル方式によって参加者の企画提案能力等を審査し、当該業者が本業務に最適な者であると判断したため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業部観光・シティプロモーション課 (電話：053-457-2295)
19	令和6年度ビジットハママツ推進事業	株式会社エイチ・アイ・エス 浜松営業所	R6. 2. 19	4, 352, 063	本業務は、専門的な知識や経験を必要とする業務であることから、公募型プロポーザル方式によって参加者の企画提案能力等を審査し、当該業者が本業務に最適な者であると判断したため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業部観光・シティプロモーション課 (電話：053-457-2295)
20	台湾プロモーション業務	株式会社ジェイアール東海エージェンシー 静岡支社	R6. 2. 19	2, 856, 000	本業務は、専門的な知識や経験を必要とする業務であることから、公募型プロポーザル方式によって参加者の企画提案能力等を審査し、当該業者が本業務に最適な者であると判断したため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業部観光・シティプロモーション課 (電話：053-457-2295)
21	ベトナムプロモーション業務	株式会社ティ・エ・エス	R6. 3. 1	2, 000, 000	株式会社ティ・エ・エスはコロナ前の2019年にフラワーパークに訪問したベトナム人観光客の9割(940人/1,163人、40団体/50団体)を送客しているランドオペレーターであり、本市の情報に精通しているとともに、本市への送客に意欲的である。また、静岡県と共同で実施したベトナムプロモーション事業において、静岡県国際経済振興会から随意契約(1者特命)により業務委託を受けており、当該事業において、現地旅行会社とのネットワークを構築し、商品造成を促進している。継続した商品造成及び送客に繋げるためには、同じ事業者が継続的に現地旅行会社へアプローチすることが必要であり、今まで築き上げた現地旅行会社との関係を発展させ、本市へ継続的にベトナム人観光客を送客させることができる唯一の事業者であり、他に代わる者がいないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業部観光・シティプロモーション課 (電話：053-457-2295)
22	SNS発信業務	東京カメラ部株式会社	R6. 2. 20	4, 799, 300	本業務は、専門的な知識や経験を必要とする業務であることから、公募型プロポーザル方式によって参加者の企画提案能力等を審査し、当該業者が本業務に最適な者であると判断したため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業部観光・シティプロモーション課 (電話：053-457-2295)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課(施設)
23	デジタルプロモーション業務	株式会社ジェイアール東海エージェンシー 静岡支社	R6. 2. 20	15,200,000	本業務は、専門的な知識や経験を必要とする業務であることから、公募型プロポーザル方式によって参加者の企画提案能力等を審査し、当該業者が本業務に最適な者であると判断したため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業部観光・シティプロモーション課 (電話：053-457-2295)
24	「どうする家康 浜松 大河ドラマ館」クロージングセレモニー出演者調整業務	株式会社NHKエンタープライズ 中部支社	R6. 1. 5	1,955,943	大河ドラマにかかる権利はNHKが所有しており、本業務の出演者招聘にあたっては、NHK関連事業者による出演交渉が必要となることから、NHKの権利物の二次使用を一括して請け負っている事業者事業者と契約する必要があるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業部観光・シティプロモーション課 (電話：053-457-2295)
25	令和5年度 浜松市観光インフォメーションセンター案内機能拡充業務(浜名湖花博2024)	公益財団法人浜松・浜名湖ツーリズムビューロー	R6. 2. 1	2,498,364	公益財団法人浜松・浜名湖ツーリズムビューローは、浜松市及びその近郊における観光とコンベンションの誘致・振興を図り、地域経済の発展・向上を目的として長く誘致活動に取り組んできた団体であり、豊富な誘致のノウハウと多方面にわたるネットワークを構築してきた公益財団である。同財団は令和4年から令和6年まで浜松市観光インフォメーションセンターの業務を受託しており、現行の業務との連携が不可欠であると判断したため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業部観光・シティプロモーション課 (電話：053-457-2295)
26	令和6年度はままつ首都圏ビジネス情報センター誘致活動サポート業務委託	一般社団法人城西コンサルタントグループ	R6. 3. 15	6,993,800	本業務は専門的な知識や経験を必要とする業務であることから、公募型プロポーザル方式によって参加者を審査したうえで、当該業者が本事業に最適な者であると判断したため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業部スタートアップ推進課 首都圏ビジネス情報センターグループ (電話：03-3556-2788)
27	令和5年度浜松市中央卸売市場電力量計設置状況等調査業務	株式会社明電エンジニアリング 静岡支店	R6. 1. 23	3,157,000	市の請求にかかる市場事業者の使用電力量や使用水量等については、同社が導入した中央監視・市の課金システムにより一元管理しており、また保守点検業務についても同社が受託している。計器類の系統図についても同社がこれまでの受託業務の中で独自に整理し、ノウハウを蓄積したものであり、本市場における計器類のデータ集積や分析技術は同社以外は持ち合わせていない。加えて、こうした基礎情報を有することにより、本業務が円滑かつ迅速、また確実に実施されることが期待できるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業部中央卸売市場 (電話：053-427-7403)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課(施設)
28	令和5年度 はままつフラワーパーク園内樹木更新業務	公益財団法人浜松市花みどり振興財団	R6.1.9	9,020,000	今回更新する樹種は、フラワーパーク園内で植生しているものと同種で特殊な品種であり、一般的な流通はなく入手は困難である。これら特殊な品種の入手が可能であり、植えた後の管理ノウハウも持ち合わせているのは、公益財団法人浜松市花みどり振興財団以外にないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	都市整備部緑政課 (電話:053-457-2597)
29	浜松市教員採用等案内作成及び教員の魅力を伝える広報業務	株式会社エイエイピー 浜松支店	R6.3.15	4,107,500	公募型プロポーザルにより企画提案書を審査・検討し、採択された事業提案者であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	学校教育部教職員課 (電話:053-457-2408)
30	令和6年度浜松市学校ネットバトル等業務委託	株式会社JMC 営業部	R6.3.7	2,163,700	公募型プロポーザル方式により企画提案等の内容を審査し、当該業者が本業務に最適な者であると判断したため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	学校教育部指導課 (電話:053-457-2411)
31	校外まなびの教室運営業務委託	特定非営利活動法人はままつ子どものこころを支える会 代表理事 大嶋正浩	R6.3.19	72,974,000	学校との連携が円滑にできること、浜松市における不登校児童生徒の状況や地域性を熟知していること、浜松市内に事務所があり柔軟に対応できること、市内10か所の教室を一括して運営し、かつ、自然体験活動「チャレンジ教室」を年間15回程度実施することなど、求める能力を有する事業者であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	学校教育部教育支援課 (電話:053-457-2428)
32	母国語支援等業務委託	特定非営利活動法人浜松外国人子ども教育支援協会 理事長 信田 美智子	R6.3.21	3,188,900	公募型プロポーザル方式により企画提案等の内容を評価・採点した結果、当該業者を最適な事業者と決定したため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	学校教育部教育支援課 (電話:053-457-2428)
33	日本語・学習支援業務委託(中・南エリア)	特定非営利活動法人浜松外国人子ども教育支援協会 理事長 信田 美智子	R6.3.21	12,081,850	公募型プロポーザル方式により企画提案等の内容を評価・採点した結果、当該業者を最適な事業者と決定したため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	学校教育部教育支援課 (電話:053-457-2428)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課(施設)
34	日本語・学習支援業務委託 (西・北エリア)	特定非営利活動法人日本語教育ボランティア協会 理事長 河合 世津美	R6. 3. 21	6, 266, 999	公募型プロポーザル方式により企画提案等の内容を評価・採点した結果、当該業者を最適な事業者と決定したため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	学校教育部教育支援課 (電話：053-457-2428)
35	日本語・学習支援業務委託 (東・浜北・天竜エリア)	特定非営利活動法人浜松日本語日本文化研究会 理事長 加藤 庸子	R6. 3. 21	8, 288, 610	公募型プロポーザル方式により企画提案等の内容を評価・採点した結果、当該業者を最適な事業者と決定したため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	学校教育部教育支援課 (電話：053-457-2428)
36	令和6年度 委託第18号 中部浄化センター焼却灰処分業務	太平洋セメント株式会社 環境事業部	R6. 3. 15	4, 598, 000	浜松市に入札参加資格登録されている産業廃棄物処分業許可証(産業廃棄物の種類：ばいじん)を有する業者のうち、肥料の品質確保等に関する法律に定める基準値を超える重金属類が含まれた焼却灰を、適正に再資源化処分(セメント原料化)ができる唯一の業者であるため。	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	上下水道部 下水道施設課 (電話：053-441-3631)
37	令和6年度浜松市連絡ごみ処理手数料徴収事務	・株式会社セブン・イレブン-ジャパン ・株式会社ファミリーマート ・株式会社ローソン ・ミニストップ株式会社 ・山崎製パン株式会社 ・浜松たばこ販売協同組合	R6. 1. 26	16, 711, 318	より多くの納付済証取扱所の確保を目的としており、競争入札は性質上そぐわないため。(市民の利便性を考慮し、コンビニエンスストアを中心とした市内に複数の店舗を有する業者を選定)	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	環境部一般廃棄物対策課 (電話：053-453-0011)
38	浜松市中小事業者等電力量料金高騰対策支援交付金支給業務	株式会社JTB浜松支店	R6. 2. 9	33, 020, 827	現在稼働中である浜松市中小事業者電力量料金高騰対策支援交付金の事務局を受託しており、現在のコールセンター番号を継続利用することができるのと同時に、事務局設置に係る費用、事務局運営構築や申請フォーム作成などに関する初期経費を抑えて事業を実施することができる唯一の事業者であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業部産業振興課 (電話：053-457-2044)